

令和2年6月29日

第一波緊急事態宣言解除後の「新しい生活様式」の実践について

学校法人龍馬学園
理事長 佐竹 新市

5月25日に新型コロナウイルス第一波による緊急事態宣言が全国的に解除されました。現在、どこまでの実質的な制限解除が許されるのかを考えてみました。私たちの防疫意識を阻害するものは、正常性バイアスによる警戒意識の低下です。私たちが願うのは、『ウイズコロナを前提とした学校継続の維持』と『龍馬学園から感染者を出さない(教職員・学生を新型コロナから守る)』の2点。このための「新しい生活様式」についてご周知願います。

1.密閉状態を作らない、密室状態を作らない、近距離での会話や発声を避ける。

次の5点を厳守してください。学生への指導徹底も継続願います。

- ① 健康管理(毎朝の検温と体調チェック) ② マスク着用励行
- ③ 手洗い、咳エチケット徹底 ④ ソーシャルディスタンス
- ⑤ 換気励行

2.学校の感染リスクの回避・低減をはかる

- ① 学校に感染者を入れない対策
 - ・教職員・学生は、出勤・登校前に検温・体調チェック
 - ・有熱、体調不良者の来訪を謝絶
- ② 学校にウイルスを入れない対策
 - ・入口での手指消毒
 - ・ドアノブやエレベータボタン等の不特定多数が触れる箇所の消毒

3.教職員の行動について

- ・他県への出張や旅行は、行政判断と同様に自粛解除する。但し、感染流行地域に出かける場合は、自己責任を前提に慎重に判断する。
- ・多数の参加者が予想される内外の会議、セミナー、懇親会等は、自己責任を前提に慎重に参加可否、開催可否の判断をする。

(上記は6月29日現在の状況から策定したものです。今後の状況変化により、内容を変更する場合があります。)

以上